

生 少 甲 達 第 9 号
平成 1 5 年 9 月 1 日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行について

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）が制定され、インターネット異性紹介事業者が利用者が児童でないことを確認するための措置等に関する規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、その他の規定は平成15年9月13日からそれぞれ施行されることとなった。

本法の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 本法の趣旨及び目的（法第1条関係）

この法律は、最近におけるインターネット異性紹介事業の利用に起因する犯罪による児童の被害の実情にかんがみ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的としている。

第2 定義（法第2条関係）

1 「児童」の意義

法第2条第1号に規定する「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

2 「インターネット異性紹介事業」の意義

法第2条第2号に規定する「インターネット異性紹介事業」とは、次の要件を全て満たすものをいう。

- (1) 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者）を対象として、サービスを提供していること。
- (2) 異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載し、不特定又は多数の者の求めに応じて閲覧させるサービスであること。

(3) インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにしているサービスであること。

(4) 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供する事業であること。

なお、「インターネット異性紹介事業」の詳細については、別添1「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律における「インターネット異性紹介事業」の定義について」を参照されたい。

3 「インターネット異性紹介事業者」の意義

法第2条第3号に規定する「インターネット異性紹介事業者」とは、インターネット異性紹介事業を行う者をいう。個人、団体を問わず、団体にあつては、法人格の有無を問わない。

第3 関係者の責務

1 インターネット異性紹介事業者等の責務（法第3条関係）

(1) 概要

法第3条では、インターネット異性紹介事業者のほかインターネットサービスプロバイダ（インターネット接続サービスを提供している携帯電話会社を含む。以下同じ。）やレンタルサーバ業者等インターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者に対して、一般的、包括的な責務として、児童の健全な育成に配慮するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならないとしている。

なお、法第3条は、インターネット異性紹介事業者等に対する自主的な措置を求める責務規定であり、本条の措置を講じなかったことにより、是正命令等不利益な処分を受けるものではない。

(2) 「インターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者」の意義

法第3条中「インターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者」とは、インターネットサービスプロバイダ、インターネット異性紹介事業に必要なコンピュータ等を提供しているレンタルサーバ業者、レンタルシステム業者等のインターネット異性紹介事業に直接必要な役務を提供している者である。

(3) インターネット異性紹介事業者等の責務

法第3条の規定に基づく具体的措置としては、例えば、次のものが考えられる。

ア インターネット異性紹介事業の利用が児童買春その他の犯罪につながる危険性があることを明示すること。

イ インターネットサービスプロバイダが適切なフィルタリングシステムを開発・導入し、顧客に対してその内容について十分に説明を行い、サービスを提供すること。

ウ インターネットサービスプロバイダやレンタルサーバ業者がインターネ

ット異性紹介事業者と役務提供契約を締結するに当たって、当該契約の内容として、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めることを盛り込み、インターネット異性紹介事業者が法第7条（利用の禁止の明示等）、法第8条（児童でないことの確認）の規定に違反したときや契約に違反して児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めることを怠ったときは、当該契約の規定に基づき契約を解除すること。

2 保護者の責務（法第4条関係）

(1) 概要

児童の保護者は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

法第4条においては、「インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資する」という本法の目的を達成するため、日常生活の場で児童を指導、監督できる立場にいる保護者の責務について規定したものである。

(2) 保護者の責務

法第4条の規定に基づく具体的措置としては、保護者が自らインターネット異性紹介事業の危険性を理解した上で、児童に使用させるパソコンや携帯電話にフィルタリングを設定することにより、児童がインターネット異性紹介事業を利用することを防止することが考えられる。

3 国及び地方公共団体の責務（法第5条関係）

(1) 概要

国及び地方公共団体は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する技術の開発及び普及を推進するよう努めるものとする。（第1項関係）

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行うインターネット異性紹介事業に係る活動であって、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものが促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。（第2項関係）

(2) 教育及び啓発

法第5条第1項に規定する「教育及び啓発」としては、次のものが考えられる。

ア インターネットリテラシー（インターネットを正しく理解し、正しく利用できること）を向上させるため、学校教育における副読本を作成すること。

イ 「出会い系サイト」を利用した犯罪の被害実態等を取りまとめ、各種メディアを通じて情報発信することにより、「出会い系サイト」の危険性について、周知すること。

ウ 「出会い系サイト」を利用した児童の犯罪被害の実態に関する広報啓発

資料を作成し、非行防止教室等において広報啓発を行うこと。

(3) 技術の開発及び普及

法第5条第1項に規定する「児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する技術の開発及び普及を推進」する措置としては、国及び地方公共団体が、事業者に対してフィルタリングシステムの開発を推進するよう働き掛け、また、その普及が推進されるよう各種の広報啓発活動を行うこと等が考えられる。

(4) 事業者等による自発的活動の促進

法第5条第2項の規定する「事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行うインターネット異性紹介事業に係る活動であつて、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものが促進されるよう必要な施策」としては、次のものが考えられる。

ア ボランティア等による広報啓発活動を促進するために、少年の健全育成のためのパンフレットを作成、交付することや、「出会い系サイト」を利用した児童の犯罪被害実態についての情報を積極的に提供すること。

イ ボランティア等によるサイバーパトロールを促進するために、その支援を行うこと。

第4 児童に係る誘引の規制（法第6条及び第16条関係）

1 趣旨

本条は、インターネット異性紹介事業を利用して児童買春のみならず、強姦、強制わいせつ等の児童を被害者とする重大な犯罪が行われていることから、児童の犯罪被害の防止のために、インターネット異性紹介事業の利用に関して児童の犯罪被害に結びつく可能性の高い、悪質な行為である不正誘引（児童との性交等を伴う交際の誘引や対償を伴う異性交際の誘引）を禁止し、処罰の対象とすることによって、インターネットを利用する児童一般の保護を図ろうとする規定である。

2 概要

何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 児童を性交等の相手方となるように誘引すること。
- (2) 人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- (3) 対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。）の相手方となるように誘引すること。
- (4) 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際（性交等を除く。）の相手方となるように誘引すること。

3 「インターネット異性紹介事業を利用して」の意義

法第6条中「インターネット異性紹介事業を利用して」とは、インターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて、これに伝達することをいう。

従って、インターネット異性紹介事業の利用者が電子メール等により相互に連絡する中で児童との性交等を伴う交際の誘引や対償を伴う異性交際の誘引を行ったとしても、本法の規制の対象外である。

4 不正誘引行為

法第6条各号に掲げる行為の主体については、「何人も」とされており、児童、大人（児童以外の者をいう。以下同じ。）のいずれも含まれる。

法第6条違反は、実際に性交等や対償を伴う交際がなされなくても、誘引行為があれば、成立する。したがって、実際の交際を想定していないいわゆる「サクラ行為」も含まれる。

法第6条各号の意義は、次の通りである。

- (1) 第1号に該当する行為には、行為者（児童を含む。以下同じ）が児童を自らとの性交等の相手方となるように誘引する行為及び児童を（行為者以外の）人との性交等の相手方となるように周旋する誘引行為が該当する。
- (2) 第2号に該当する行為には、児童である行為者が大人を自らとの性交等の相手方となるように誘引する行為及び行為者が大人を（行為者以外の）児童との性交等の相手方となるように周旋する誘引行為が該当する。
- (3) 第3号に該当する行為には、行為者が対償を供与することを示して、児童を自らとの異性交際（性交等を除く。）の相手方となるように誘引する行為及び対償を供与することを示して、児童を（行為者以外の）人との異性交際（性交等を除く。）の相手方となるように周旋する誘引行為が該当する。
- (4) 第4号に該当する行為には、児童である行為者が対償を受けることを示して、人を自らとの異性交際（性交等を除く。）の相手方となるよう誘引する行為及び対償を受けることを示して、人を（行為者以外の）児童との異性交際（性交等を除く。）の相手方となるように周旋する誘引行為が該当する。

5 「性交等」の意義

法第6条中「性交等」とは、性交若しくは手淫、口淫等の性交類似行為をすること、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器、肛門若しくは乳首を触り、若しくは他人に自己の性器、肛門若しくは乳首を触らせることをいう。

これは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）における「性交等」と同義であり、性交（セックス）のみに限らず、性交類似行為等を含めている点において、性交よりも広い概念である。

6 「対償」の意義

法第6条に規定する「対償」については、児童が異性交際の相手方となる際にその動機付けになる程度の具体性をもっていることは必要であるが、単に経済的価値の多寡によって決められるのではなく、児童が異性交際をする動機付けになる程度の因果性を有していることをその本質とする。現金のみならず、衣服、バッグ、時計等の物品、その他の財産上の利益をいい、金額の多寡は問

わない。

7 罰則

法第6条各号に掲げる行為を行った者は、100万円以下の罰金に処せられる。(法第16条)

ただし、児童については法定刑が罰金刑であることから、少年法(昭和23年法律第168号)第41条の規定により、検察官に送致されることなく、家庭裁判所に直接送致され、当該児童に応じた必要かつ適切な保護・処遇のための措置がとられることとなる。

なお、本法のこれらの規定は、個々具体的な児童買春行為の前段行為の処罰化を図ろうとするものではなく、児童買春・児童ポルノ禁止法において児童が被害者であるという立場に何らの変更を加えるものではない。

第5 児童による利用の防止

児童がインターネット異性紹介事業を利用することを防止するため、インターネット異性紹介事業者は、利用者に対して児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達するとともに、利用者が児童でないことを確認しなければならないこととするほか、これらに違反していると認められるときは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

なお、以下の1から4の規定は、別途政令で定める日から施行される(附則第1条)。

1 利用禁止の明示等(法第7条関係)

(1) 概要

インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業について広告又は宣伝をするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにしなければならない。(第1項関係)

このほか、インターネット異性紹介事業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする者に対し、児童がこれを利用してはならない旨を伝達しなければならない。

(第2項関係)

(2) 「広告又は宣伝」の意義

法第7条第1項中「広告又は宣伝」とは、インターネット上におけるバナー広告、雑誌での広告、チラシ、立て看板等によるものであり、インターネット異性紹介事業者自らの意思に基づいてその事業の広告又は宣伝を行うものに限られ、他の者が勝手にリンクを貼って広告又は宣伝するような行為は本条の対象には含まれない。

(3) 「伝達」の意義

法第7条第2項中「伝達」とは、ウェブサイト上において表示するなど、

利用しようとする者が認識することができる状態に置くことであり、実際に利用しようとする者が認識したかまでの確認を求めるものではない。

インターネット異性紹介事業者は、法第7条第2項の規定に基づき、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする者に対し、

ア インターネット異性紹介事業の電子掲示板に異性交際情報を書き込もうとするとき。

イ 他の異性交際希望者の異性交際に関する情報を閲覧しようとするとき。

ウ 他の異性交際希望者に対して連絡することができるようになるとき。

のいずれの場面においても、児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を「伝達」する必要がある。ただし、一連のインターネット異性紹介事業の利用過程において既に、児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の「伝達」が行われていると評価できる場合には、その伝達を重ねて行う必要はない。

2 児童でないことの確認（法第8条関係）

(1) 概要

インターネット異性紹介事業者は、法第8条各号に掲げる場合は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、これらの異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならない。

(2) 法第8条各号に掲げる場合の意義

法第8条各号に掲げる場合とは、具体的には、次のとおりである。

ア 異性交際希望者に「出会い系サイト」の電子掲示板に書込みをさせ、その書込みを他人が閲覧できる状態に置くとき。（第1号）

イ 異性交際希望者が「出会い系サイト」の電子掲示板において他人の書込みを閲覧するとき。（第2号）

ウ 「出会い系サイト」の電子掲示板において他人の書込みを閲覧した異性交際希望者が、書込みをした者に対して電子メール等を利用して返信することができる状態にするとき。（第3号）

エ 「出会い系サイト」の電子掲示板に書込みをした異性交際希望者が、サイト運営者からその書込みを閲覧した者のアドレスの通知を受ける等により、その閲覧した者に対して電子メールを送ることができるようにするとき。（第4号）

なお、法第8条各号に掲げるものについては、独立して各号に掲げるような事業の利用形態が考えられることから、それぞれ「児童でないことの確認」を行う必要がある。ただし、インターネット異性紹介事業の一連の利用過程において既に「児童でないことの確認」が行われていると評価できる場合には、その確認を重ねて行う必要はない。

(3) 確認方法

異性交際希望者が児童でないことを確認する具体的方法については、今後、国家公安委員会規則で定められるが、現状では、インターネット上で簡便か

つ確実に相手方の本人確認をする方法が普及していないこと等から、インターネット異性紹介事業者に対して利用者が真に児童でないことを確認させることは困難であることを踏まえ、利用者の自主申告に基づき児童でないことを確認することで足りることとする予定である。

(4) 法第8条ただし書

法第8条ただし書の規定は、厳格な本人確認を行っているサイトでは「匿名性」が排除されることにより、児童の健全育成に障害を及ぼすような書込みがなくなり、また、児童が書込みや返信を行うことが著しく困難となることから、そのようなサイトについては、異性交際希望者に他人の書込みを閲覧させる場合に、その者が児童でないことの確認は不要とする趣旨である。

3 是正命令（法第10条、第15条及び第18条関係）

(1) 概要

公安委員会は、インターネット異性紹介事業者が法第7条又は第8条の規定に違反していると認めるときは、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(2) 法第10条の規定に基づく是正命令の発出方法等

法第7条及び第8条の措置義務に違反していると認められる事案を認知した場合には、原則として、次の要領により行う。

ア 当該違反事業者に対し、法第7条又は第8条の措置義務に違反していると認められる旨を通知し、必要な措置を講じるよう警告等を行う。

イ 必要に応じ、法第11条の規定に基づく報告徴収を書面で行うなどして、どのような是正措置をどれ位の期間によってとることができるかを調査する。

ウ 是正命令の内容を確定した後、公安委員会が行政手続法の規定に基づき必要な手続（弁明の機会の付与）を経た後、とるべき措置の内容、その理由等を明記した書面により違反事業者に命令を伝達する。

(3) 罰則

是正命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。（法第15条）

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、是正命令に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科す。（法第18条）

4 報告の徴収（法第11条、第17条及び第18条関係）

(1) 概要

法第11条では、公安委員会は、法第7条、第8条及び第10条の規定の施行に必要な限度において、報告を求めると規定している。

本条は、法第7条又は第8条の規定に違反していると認められるインターネット異性紹介事業者に対して法第10条の規定に基づき是正命令を行う権

限を有する公安委員会として、インターネット異性紹介事業者が法第7条及び第8条に規定する義務を履行しているか否かを把握する必要がある一方で、すべてのインターネット異性紹介事業者について、これらの義務の履行状況を常時把握することは不可能であることから、インターネット異性紹介事業者に対して必要な報告を求めることができるとしたものである。

(2) 法第7条及び第8条の施行に関する報告事項

インターネット異性紹介事業者が法第7条及び第8条に規定する義務を履行していることを確認するために報告を求める事項としては、法第7条第1項に規定する広告又は宣伝の実施状況、法第7条第2項に規定する児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の伝達の状況、法第8条に規定する利用者が児童でないことの確認をする方法、法第8条ただし書に規定する本人確認をする方法等が挙げられる。

(3) 法第10条の規定の施行に関する報告事項

法第10条の規定の施行に必要な限度において報告を求める事項としては、是正命令に先立って、是正命令の対象となるインターネット異性紹介事業者が法第7条又は第8条の規定に違反している状態を是正するためにどのような命令を行うべきかの判断に資する事項として、是正命令に係る義務の履行にどのくらいの期間を要するかを確認することが挙げられる。

(4) 罰則

法第11条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられる。(法第17条) また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、報告徴収に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科す。(法第18条)

5 児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置(法第9条関係)

(1) 概要

インターネット異性紹介事業者は、その行う事業を利用して行われる児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

法第9条は、インターネット異性紹介事業者に対して、その提供するサイトの内容を監視する義務を定めたものではない。また、法第9条は、努力義務を規定したものであり、本条の措置を講じなかったことにより、是正命令等不利益な処分を受けるものではない。

(2) 児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置

本条の規定に基づく具体的措置としては、例えば、次のものが考えられる。

ア 法第6条各号に掲げる行為が罰則をもって禁止されている旨を表示し、利用者の注意を喚起すること。

イ 法第6条各号に掲げる行為のほか、売春の誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす書込みが行われたことを発見した場合には、その書

込みを削除し、公衆に閲覧させないこと。

ウ 児童がインターネット異性紹介事業を利用したと疑われる場合には、その者の書込みを削除し、閲覧させないこと。

第6 運用上の留意事項

1 広報啓発活動の強化及び法の周知・徹底

(1) 児童、保護者、国民一般に対する広報啓発、法の周知・徹底

法制定の趣旨を踏まえ、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止及び第6条違反の防止を図るため、学校等関係機関やPTA等関係団体と協力して、学校警察連絡協議会、非行防止教室、地域安全活動等の機会やミニ広報誌等を効果的に活用し、児童がインターネット異性紹介事業を利用することの危険性に関する広報啓発活動の強化及び法の周知・徹底に努めること。

(2) インターネット異性紹介事業者等に対する広報啓発、法の周知・徹底

インターネット異性紹介事業者、インターネットサービスプロバイダに対して、インターネットサービスプロバイダ等との連絡協議会を通じるなど、関係業界、関係団体、関係機関と連携して、特に、法第3条、第7条、第8条及び第9条に規定する措置について周知・徹底を図ること。

2 本部への報告連絡の徹底

法の解釈、運用の適正を期するとともに、複数の都道府県警察による取締りを調整するため、法第6条違反の捜査ならびに法第10条の是正命令及び法第11条の報告の徴収の実施に当たっては、本部に対して適時適切に連絡すること。

3 法第6条違反に対する措置

(1) 法第6条違反事案の当事者となった児童に対する配慮

法第6条違反事案の当事者となった児童に対しては、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第3条の規定に基づき、少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するよう配慮すること。

また、法の目的を踏まえ、法第6条違反の捜査、処分等にあたっては、その当事者となった児童の特性と人権、利益に最大限の配慮をすること。

(2) 児童買春被害児童に対する保護等

法第6条に違反した児童が児童買春事件の被害児童であった場合には、法第6条違反の捜査に必要な手続きを行うとともに、被害児童の保護等の徹底を図ること。

なお、児童の保護等については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から各都道府県知事及び指定都市長に対して「「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の公布について」(平成15年6月27日雇児発法第0627001号。別添2参照)が発出されている。

(3) 捜査上の留意点

ア 少年被疑者の取扱い

法第6条の規定に違反した児童の身柄の拘束については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第99条及び第208条の規定に基づき、やむ得ない場合を除き、任意捜査の方法により捜査を行い、なるべく身柄拘束を避けること。

イ 「なりすまし」

法第6条違反の捜査にあたっては、インターネットを利用した犯罪の被疑者の特定の困難さに鑑み、「なりすまし」をして書込みをする者がいるという実態を踏まえ、慎重に捜査を行うこと。

(4) 報道対応についての留意事項

報道対応に当たっては、必ず本部と協議し、特に、法第6条違反を犯した少年の事件については、十分な調整を行うこと。

4 指導教養の徹底

捜査等担当者のみならず、他部門の関係職員においても、法の趣旨に従った適切な運用ができるよう、集合教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して指導、教養を実施し、その周知徹底に努めること。

5 体制の確立

(1) 担当部署等の明確化

法違反の捜査及び是正命令等法の運用の双方について、警察署における担当部署、担当者を明確にし、本部担当者との連絡を密にすること。

(2) ハイテク犯罪取締担当部署との連携の強化

ハイテク犯罪取締担当部署と連携し、広報啓発、捜査、行政処分等法の効果的な運用を図る。

(3) 児童に対する相談、指導等必要な保護のための体制の充実強化

法の目的を踏まえ、法第6条違反事案の当事者となった児童に対し、その心身の状況、その置かれている環境等に応じた相談、指導等必要な保護を行うことができるようその体制の充実強化に努めること。

(4) ボランティア等民間との連携の強化

インターネット異性紹介事業の実態把握、関係業者に対する自主的な措置の要請、広報啓発等の児童の被害防止のための活動を行っている民間のボランティアの活動を支援するとともに、これら団体と連携を強化し、法の効果的な運用を図ること。

(5) 装備資機材等の確保

法の効果的な運用を図るためには、インターネット異性紹介事業の実態把握のためのインターネットに接続できるパソコン、携帯電話、違法なインターネット異性紹介事業の実態を証拠化するための採証機材、インターネット接続のための通信費、広報啓発のためのプロジェクタや広報資料作成費等が必要不可欠であることから、これら装備資機材等の確保に努めること。また、必要に応じて、他部署に配備されたこれら装備資機材の有効活用を行うこと

ができるよう、関係部署等との調整を行うこと。

さらに、これら装備資機材を的確に活用できるよう、担当者にその取扱いについて習熟させておくこと。

(6) 専門的知識を有する職員の確保

法第6条違反の捜査、是正命令等を実施するためには、コンピュータ及びコンピュータ・ネットワーク等に関する専門的知識が必要となることから、これら専門的知識を有する職員を担当者として配置するほか、ハイテク犯罪対策部門等に配置された専門的知識を有する職員との連携を図ること。

6 附帯決議の趣旨の尊重

法の成立に際し、平成15年5月15日の衆議院青少年問題に関する特別委員会及び同年6月5日の参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議（別添3及び別添4）が付されていることから、この決議の趣旨を十分に尊重して法の運用を行うこと。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律における「インターネット異性紹介事業」の定義について

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号では、「インターネット異性紹介事業」とは、「異性交際(面識のない異性との交際をいう。以下同じ。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。」

と定義しています。

1 「異性交際(面識のない異性との交際をいう。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ」について

(1) 「異性交際(面識のない異性との交際をいう。)を希望する者」とは

「面識のない」とは、「インターネット異性紹介事業」をきっかけとして知り合うまで、お互いに全く関係のなかった、見ず知らずの関係であることを言います。

また、「異性との交際」とは、男女の性に着目した交際、すなわち相手が男であること又は女であることへの関心が重要な要素となっている感情(性的な感情)に基づく交際のことを言い、性交等を目的とする交際に限られません。また、直接対面して行う交際のほか、対面しないで行う交際も含みます。

結局、「異性交際希望者」とは、性的な感情に基づいて面識のない異性と知り合うことを希望する者となります。

したがって、いわゆる趣味サイトであって、「異性交際」を目的としないものは、「インターネット異性紹介事業」に該当しません。

「異性交際」に当たらない例としては、例えば次のようなものが挙げられます。

- 日々の悩み事を相談するための、面識のない異性の相手との電子メールによるやりとり
- 社交ダンス、テニス等のパートナーを探すための、面識のない異性の相手との電子メールによるやりとり
- 料理等の趣味についての情報交換のための、面識のない異性の相手との電子メールによるやりとり
- 学問についての情報収集のための、面識のない異性の相手との電子メールによるやりとり

(2) 「求めに応じ」とは

異性交際希望者の「求めに応じ」とは、サイト開設者がサイトの運営方針として、「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供しているということを意味します。個々の利用者が実際にどのような意図をもってそのサイトを利用しているのか

にかかわらず、また、サイトの名称や利用規約等にかかわらず、そのサイトが客観的にどのようなサービスを提供しているかに着目して判断されるものです。ただ、「異性交際希望者」は、相手方が異性であることを必須の条件として交際の相手方を求めるものであることから、「インターネット異性紹介事業」に該当するためには、性別欄が設けられているなど書込みをした者の性別がシステム上で明らかになるようになっていることが必要です。

また、「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供しているものではないサイトに、たまたま「異性交際」を希望する旨の書込みが行われたことをもって、直ちに「インターネット異性紹介事業」に該当することとなるというものではありません。

いわゆる趣味サイト等を標榜するものであっても、異性交際希望者の利用を排除せず、異性交際希望者の利用を積極的に許容している実態があれば、「異性交際希望者の求めに応じ」に当たります。

なお、本法は、サイト運営者に対し、すべての書込みを常時かつ網羅的に確認することを義務付けるものではありません。

2 「その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達」する「役務」について

(1) 「その異性交際に関する情報」とは

「異性交際希望者」が不特定多数の異性の注目を集めるため記載する、自己又は他の異性交際希望者に関する情報、交際を希望する相手の条件に関する情報、交際の方法に関する情報等です。

(2) 「インターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達」する「役務」とは

インターネット上の電子掲示板(チャットのように掲載内容が刻々と変化する形態のサイトも含みます。)に異性交際希望者の異性交際に関する情報を掲載し、不特定又は多数の者がインターネットを利用して閲覧できるようにするサービスを言います。

3 「当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務」について

「相互に連絡することができる」とは、サイト開設者が、異性交際に関する情報を載せた異性交際希望者とこれを見た者との間での一対一の連絡ができるようにしていることを言います。チャット等のうち公然性を有するものは、「電子メールその他の電気通信」に該当しません。

したがって、いわゆる返信機能(「異性交際希望者」同士が電子メールや2ショット・チャット等の電気通信を利用して相互に連絡することができるようにするもの)を備えていない電子掲示板は「インターネット異性紹介事業」に該当しません。

4 「事業」について

「事業」とは、反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいうものであり、営

利の目的の有無を問いません。

したがって、利用者から料金を徴収しているか否かにより「インターネット異性紹介事業」の該当性が左右されるものではありません。

5 まとめ

1から4を要約すると、「インターネット異性紹介事業」とは、

- ① 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者）を対象として、サービスを提供していること。
- ② 異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載し、不特定又は多数の者の求めに応じて閲覧させるサービスであること。
- ③ インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにしているサービスであること。
- ④ 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供する事業であること。

の4つの要件を満たすものということになります。

したがって、例えば、

- (1) メールマガジン、メーリングリストの会員に当てられた電子メールは、メールの内容を「公衆が閲覧することができる」ものではなく、また、利用者間の一対一の連絡をすることができるようにする機能を有していないことから、通常のメールマガジン、メーリングリストは「インターネット異性紹介事業」に該当しません。
- (2) いわゆるリンク集と同視できるポータルサイトは、上記の要件を満たさないので、「インターネット異性紹介事業」に該当しません。

雇児発第0627001号
平成15年6月27日

都道府県知事
指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の公布について

いわゆる「出会い系サイト」に係る児童買春の被害児童等については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保護等を実施してきたところであるが、今般、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号。以下「法」という。）が、別添1のとおり、平成15年6月13日に公布され、一部の規定を除き、平成15年9月13日から施行することとされたところである。

法の施行に関する留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内の市町村、関係機関、関係団体等にその周知を図るとともに、児童の健全育成のための児童の保護等につき一層の御配慮をいただくようお願いする。

記

1 法の周知・啓発等

法においては、特に、法第6条において、何人に対しても、児童との性交等を伴う交際の誘引や対償を伴う異性交際の誘引を禁止することとし、また、法第16条において、違反者に対して100万円以下の罰金に処することとしており、児童が自らを相手方として行う性交等を伴う交際の誘引や対償を伴う異性交際の誘引についても罰則の対象としている。また、児童がインターネット異性紹介事業を利用することを防止するため、法第7条において、インターネット異性紹介事業者は利用者に対して児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達しなければならないこと、法第8条において、インターネット異性紹介事業者は利用者が児童でないことを確認しなければならないこと等としている。

このため、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止及び法第6条違反の

防止を図るため、児童、保護者、住民等に対し、法の周知・啓発に努めること。また、児童相談所等においては、匿名による電話相談の実施等により、児童が利用しやすい相談体制の整備に努めること。

なお、法の制定の趣旨、要点等については、法を所管する警察庁から、「「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の公布に伴う広報啓発活動の強化及び法の周知・徹底について」（平成15年6月13日警察庁丁少発第90号）が、別添2のとおり通知されているので、参照願いたい。

2 法第6条に違反した児童等の保護等

いわゆる「出会い系サイト」に係る児童買春の被害児童等については、児童福祉法に基づき、児童相談所への通所等によるカウンセリング、児童相談所による一時保護、児童養護施設等における入所措置、保護、指導等を実施してきたところである。

法施行後、法第6条に違反した児童については、適当と認められる場合には、家庭裁判所に送致され、その決定を受けて児童相談所長の措置により保護が行われる等、当該児童の状況に応じた対応が行われることとなるものであるが、いずれにしても、法第6条に違反した児童を含む児童の保護等については、児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な対応を行うことが必要であり、そのための体制の整備に努めること。特に、心理療法を必要とする児童については、精神科医、心理判定員、心理療法担当職員等の活用、医療機関等との連携、職員に対する研修の実施等により、適切な治療、指導等を行うための体制の整備に努めること。

(別添1、2 略)

衆議院 青少年問題に関する特別委員会 平成15年5月15日(木曜日)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 児童が保護育成の対象であることにかんがみ、その生育環境及び発達の状況を十分に考慮するとともに、児童の権利に関する条約に基づき、児童の最善の利益が図られるよう努めること。
- 一 本来、児童買春とは、買春する側の大人の責任であることを強く認識し、本法第六条に違反した児童の処遇にあつては、児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じた相談、指導等必要な保護のための体制の充実強化に努めること。
- 一 本法による規制が、憲法に保障されている通信の秘密等の基本的人権を侵害することのないよう十分に配慮するとともに、その運用に当たっては、職権が濫用されることのないよう厳に留意し、IT社会の進展の妨げとならないよう努めること。
- 一 インターネット異性紹介事業者に対して、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪行為により児童が心身の被害を受けるおそれがあることを明示するよう指導すること。

参議院 内閣委員会 平成15年6月5日(木曜日)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施について万全を期すべきである。

- 一、通信ネットワークを介した自由な情報の受発信とコミュニケーションが、児童を含むすべての人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっていることに留意し、インターネットを利用した表現の自由、多様な情報への接触及び選択の自由を不当に制約することのないようにすること。
- 二、児童の健全育成及び犯罪被害からの保護が本法の目的であることを踏まえ、また、児童買春が本来、買春する大人の側の責任であることを強く認識し、法第六条違反事案の捜査、処分等に当たっては、そのすべての過程を通じて、児童の特性と人権、利益に最大限配慮するとともに、当事者となった児童に対し、その心身の状況、生育・生活環境等に応じた適切な相談、指導等の保護を与える体制を速やかに充実強化するよう努めること。
- 三、児童がいわゆる出会い系サイトを始めとするインターネット上の有害情報にさらされている現状において、児童を保護するための予防措置を講じることが極めて重要であることにかんがみ、インターネットの安全な利用法、情報の主体的選択能力を養うことを含む情報リテラシー教育を拡充するとともに、児童が安心して気軽に利用できる通報窓口やカウンセリングの場を整備するよう努めること。
- 四、インターネット異性紹介事業者からの報告徴収は、プライバシーの権利、通信の秘密等の基本的人権を侵害しないように十分配慮して行うとともに、この法律の規定の施行に必要な限度を厳に守り、犯罪捜査等他の目的に使用しないこと。
- 五、インターネット異性紹介事業者及びその関係事業者に対して、児童の健全な育成に配慮し、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めるよう指導すること。また、インターネット接続事業者等による自主規制措置が、児童によるインターネット異性紹介事業の利用防止及び児童の保護に資することにかんがみ、フィルタリング機能を始めとする児童の利用防止のための技術開発や普及について官民一体となって取り組むこと。
- 六、インターネットを介した情報の提供・交換が犯罪や社会的に見て不適切な行為の誘因となっている実態を踏まえ、政府全体として、IT社会の健全な発達を促すための総合的な取組を充実強化すること。
- 七、児童をめぐる諸問題についての調査研究、教育・啓発活動等、児童の健全育成に資する政府全体としての総合的な取組を一層充実強化すること。

右決議する。